

令和6年1月10日

保護者各位

唐津市立海青中学校
校長 原 寛喜
生徒指導部

スマートフォン等情報端末の持ち込みについて

保護者の皆様には、日頃から本校教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、スマートフォン等につきましては、学習活動に必要な物ですので、本校では基本的には持ち込みを禁止しているところです。しかしながら、最近、スマートフォンを学校に持ち込み、不適切な使用をしている生徒が増加し、トラブルも起きています。今一度、スマートフォン等の適切な使用について、ご家庭でのご指導をよろしくお願いいたします。

なお、ご家庭の諸事情等でスマートフォン等を持ち込む必要がある場合は、今後、次のような対応を行ってまいりますので、ご確認の上、ご理解とご協力をお願いいたします。

～校内への持ち込みに関する確認事項～

- ① 持ち込みは原則禁止。(帰りの迎え等の連絡は、事務室前公衆電話を使用する。)
- ② 持ち込みが必要な場合は、『持ち込み申請書』を提出する。また、持ち込んだ場合は、登校した際に電源を切り担任または学年職員に預ける。
- ③ 登校した時点で預けずに校内での使用が確認された場合は、学校の方で預かり、帰りに返却する。また、保護者へもその旨、連絡する。
- ④ 学校の敷地内でのスマートフォン等の使用を禁止する。また、登下校中については、持ち込みを許可されたスマートフォン等の不必要な使用をしない。
- ⑤ スマートフォン等に関するトラブル(特に SNS 関連)が多発しており、情報モラル教育も含め、使用についてのルールをご家庭の方でも話し合う。
- ⑥ 校内へ持ち込んだスマートフォン等の紛失、盗難、破損については、学校では責任を負いかねますので、ご理解をお願いします。

このプリントを確認されたら、氏名を書きいただき、担任までご提出ください。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。なお、『持ち込み申請書』が必要なご家庭は、担任までお申し出ください。

----- 切り取り -----

スマートフォン等の持ち込みについて、確認しました。

() 年 () 組 生徒氏名 ()

保護者氏名 ()